

第11章 消 防 表 彰

地域社会に起こる種々の災害から住民の生命と財産を保護し、これら災害を防除し、また災害による被害を軽減するという消防の任務は著しく困難で危険性が高く、その功労に報いるため消防職団員、消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象に種々の表彰が行われている。

1. 国の表彰

国が行っている表彰の富山県消防関係者の受章実績は第1表のとおりである。

なお、栄典制度の改革により、平成15年秋の叙勲から勲等の改正があった。

活動が優良な少年消防クラブ及び指導者に対する表彰は、平成25年度までは全国少年消防クラブ運営指導協議会が行っていたが、平成26年度から消防庁が行うこととなった。

第1表 国が行う各種表彰の受賞状況

種 類		年 度						
		26	27	28	29	30	元(31)	
叙 勲	瑞宝小綬章	生存者	2	0	1	2	0	0
		危険業務	0	0	0	0	0	0
		死亡	0	0	0	0	0	0
	瑞宝双光章	生存者	1	2	3	3	2	0
		危険業務	10	6	4	6	4	9
		死亡	0	2	1	0	0	0
	瑞宝単光章	生存者	22	21	21	24	29	31
		危険業務	1	4	8	4	5	3
		死亡	3	2	6	3	2	2
計		39	37	44	42	42	45	
叙 位		3	4	5	3	4	3	
褒 章	藍 綬	1	0	0	0	1	1	
	紺 綬	0	0	1	0	0	0	
内 閣 総 理 大 臣 表 彰		0	0	0	0	0	0	
総 務 大 臣 表 彰		0	1	0	0	0	0	
消 防 庁 長 官 表 彰	功 勞 章	1	3	1	1	1	3	
	永年勤続功労章	37	37	36	39	39	39	
	表 彰 旗	0	0	0	0	0	0	
	竿 頭 綬	0	1	0	0	0	0	
	退職消防団員報償	292	275	261	254	259	255	
[少年消防クラブ関係] 総務大臣賞 (表彰旗・指導者) 消防庁長官賞(楯)	表彰旗	1	1	1	1	1	2	
	楯	0	0	1	1	0	0	
	指導者	0	0	0	0	0	0	

2. 県の表彰

(1) 富山県消防表彰規則に基づく表彰

富山県知事が行う表彰は、昭和27年から実施しているが、当時は内規により暫定的に行われていたもので、今日からみると表彰の種類も少なく、わずかに表彰綬及び無火災表彰綬が授与されていたにすぎない。

昭和31年に「富山県消防表彰規則」が制定され、前記のほか新たに消防吏員及び消防団員に対しては、顕功章、精勤章及び表彰状を、消防機関に対しては、まといをそれぞれ授与することとした。

さらに、表彰制度を広く充実したものにするため、昭和38年5月11日付富山県規則第30号で規則の全部を改正し、新たに消防吏員及び消防団員に対する功績章ならびに消防に協力した部外の個人及び団体に対する表彰を加え、さらには消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金制度を折り込むなど、表彰制度の整備拡充を図った。

(2) 富山県退職消防団員報償規程に基づく報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、団員として多年勤務して退職した者に対して、その在職中における功労に報いるとともに、現職の消防団員の志気の高揚を目的として、昭和46年12月「富山県退職消防団員報償規程」を制定し、この規程に基づき、消防団員として10年以上15年未満勤続し退職した者に対し、賞状と記念品（銀杯）を授与している。

(3) 少年消防クラブ及び指導者に対する表彰

活動が優良な少年消防クラブ及び指導者に対し、富山県少年女性防火委員会会長（富山県総合政策局長）表彰を行っている。（旧・全国少年消防クラブ運営指導協議会富山県支部長（富山県知事政策局長）表彰（～H26まで））

第2表 県が行う各種表彰の受賞状況

種 類		年 度						元(31)
		26	27	28	29	30		
富山県知事表彰	顕 功 章	10	6	6	5	6	5	
	功 績 章	41	29	28	33	36	39	
	精 勤 章	89	84	81	77	79	78	
	ま と い	1	1	1	1	1	1	
	表 彰 綬	2	2	2	2	2	2	
	無 火 災 表 彰 綬	70	62	96	81	63	94	
	表 彰 状	1	2	1	1	0	2	
	現 場 表 彰	316	314	312	313	305	296	
	退 職 報 償	63	55	72	59	69	69	
富山県少年女性防火委員会会長表彰	表彰旗	1	1	1	1	1	1	
	楯	6	3	4	1	5	3	
	指導者	0	0	0	0	0	0	